

三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた

基本的な考え方（骨子）

1 改正の背景と理由

- ・戦後 80 年が経過し、三鷹市においても、戦後生まれの方が 9 割を超え、戦争を知らない世代となっている。
- ・戦争の記憶を次世代へと引き継ぎ、戦争の惨禍を二度と繰り返してはいけないという思いを広げていくことが重要である。
- ・戦後 80 年の節目を契機に、中長期的に平和への意識の向上と行動を定着させていくため、三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成 4 年三鷹市条例第 15 号。以下「平和条例」という。）の一部改正を行う。

2 平和施策に関するこれまでの取組

(1) これまでの経過

年 月	内 容	備 考
昭和 35(1960)年 3 月	世界連邦都市宣言	
昭和 35(1960)年	世界連邦宣言自治体全国協議会に加盟	
昭和 57(1982)年 3 月	三鷹市非核都市宣言	
昭和 62(1987)年	日本非核宣言自治体協議会に加盟	
平成元(1989)年 11 月	仙川公園内に「平和の像」を建立	
平成 4 (1992)年 3 月	平和条例を制定	
平成 22(2010)年 2 月	平和首長会議に加盟	
平成 28(2016)年 2 月	「みたかデジタル平和資料館」を開設	戦後 70 年
平成 30(2018)年 4 月	「みたか平和資料コーナー」を開設 ※令和 2 (2020)、3 (2021)、6 (2024) 年に順次拡充	
令和 2 (2020)年 7 月	「仙川平和公園」への名称変更	戦後 75 年
令和 5 (2023)年 4 月	平和首長会議東京都多摩地域平和ネット ワーク会議に加盟	
令和 7 (2025)年 7 月	「中学生長崎市平和交流派遣事業」の実施	戦後 80 年
令和 8 (2026)年 3 月 (予定)	「戦跡特設サイト」の開設	戦後 80 年

(2) 毎年度の主な取組

- ・「平和展」の開催（8月（平和強調月間））
- ・「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」（平和のつどい）の開催（8月15日）
- ・「平和の絵展」の開催（11～12月ごろ）
- ・「平和カレンダー」の作成（12月）
- ・「地球市民講座」の開催（2～3月ごろ）
- ・「東京空襲資料展」の開催（3月10日前後）
- ・「三鷹市内の戦跡を訪ねるフィールドワーク講座」の開催（3月）

3 条例改正の方向性

(1) 「三鷹市平和の日」の制定

- ・仙川平和公園内の「平和の像」は、多くの市民の浄財が寄せられ、平成元（1989）年11月30日に建立されたもので、三鷹の平和のシンボルであることから、設置された11月30日を「三鷹市平和の日」（以下「平和の日」という。）とする。
- ・制定後、初めて迎える令和8（2026）年の平和の日には、記念セレモニーを開催する。
- ・平和の日を中心に、地球市民講座や戦跡フィールドワーク等の多様な関連事業を実施することにより、恒久平和の実現に向けた機運を醸成する。

(2) 平和文化の振興と顕彰

- ・平和文化の醸成、啓発及び継承に顕著な功労のあった三鷹市民を「平和文化功労者」として顕彰する。
- ・戦争や平和に関するスポットを指定し、特設サイト等を通して、周知・啓発を図る。